

令和2年7月12日
(一財)岡山県剣道連盟

「段級位審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」制定 について

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除しました。

本県の審査会の実施にあっても、剣道人の皆様の日ごろの修練を奨励する趣旨から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方々に安心して受審していただけるようにすることがたいへん重要であると考えています。

このため、次のとおり「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」（以下「審査ガイドライン」）を制定しました。受審者はもとより、審査、立ち合い、係員等すべての関係者（以下「関係者」）は、この「審査ガイドライン」並びに6月4日付「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を遵守して、安全な審査会の実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン

はじめに

(1) 岡剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催主管剣道連盟及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。

主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この「審査ガイドライン」の内容を徹底する。

(2) 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付時の密集、密接を避けるために受付時間を伸ばしたり、トイレ・休憩室の密集、密接を避けるために休憩時間を長くするなど、全体として時間に余裕を持った計画を立てる。

(3) 主催者は、受審者並びに関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ周知徹底する。

(4) 受審者並びに関係者は、本「審査ガイドライン」を遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

1 審査会実施に向けて

(1) 「事前申込制度」を導入する。

審査会当日までに各所属・団体ごとの「受審者の人数、年齢、性別、資格等」を確認し、当日の受付場所での密集・密接を避ける。

(2) 施設の入場口・受付・審査会場・駐車場は広いスペースを確保する。

(3) 消毒剤(手指・物)・非接触型体温計・マスク・ゴム手袋等、感染防止品を準備する。

(4) 手洗い、うがいのできる場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒剤を配置する。

2 審査員・係員

(1) 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、家庭用マスクを着用のうえ、フェースシールド(審査員用のみ岡剣連で準備する)を着用する。

(2) 当日、検温後「体調確認票」(別紙)に記載し、審査委員長へ提出する。

(3) 受付係員等は、ゴム手袋を着用する。

(4) こまめに手洗い・うがい・手指消毒を行う。

(5) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにし、不要な会話を避ける。

(6) 各級位・段位別に時間差を設けているため審査委員長は、その都度、審査前の説明を簡潔におこなう。

3 当日受付

(1) 受審者の整理誘導を行い、入場は原則受審者のみとする。

(2) 受付は、各級位・段位別に時間差を設ける。

(3) 受付では、手指消毒を徹底させる。

- (4) 受審者の「体調確認票」を提出させ、内容を確認する。
- (5) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審させない。
- (6) 「体調確認票」を持参しなかった受審者には、その場で非接触型体温計等により、体温測定を行い、「体調確認票」に必要事項を記入させ、提出させる。
- (7) やむを得ず行列になる場合に備え、並ぶ場所の床に2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (8) 対面する場合は、アクリル板・透明シート等で飛沫を遮断する。
- (9) 受付場所が密集、密接にならないよう入場制限を行う。

4 施設内

(1) 審査会場

- 多くの人に触れる用具、箇所(ドアノブ等)を定期的に消毒する。
- 送風機等を利用して常に換気を適切に行う。
- 審査場の余地を十分設ける。(受審者同士の密集・密接を避ける)
- 合格発表の際は、密集・密接にならない方法で行う。

(2) 洗面所(トイレ)

- トイレ出入口に消毒剤を用意する。
- 手洗い場には石鹼(ポンプ式)を用意する。
- ペーパータオルを用意する。(乾燥装置は使用させない)

(3) 待機スペース(フロアー内)

- 広さにはゆとりを持たせ、3密を避ける。
(難しい場合は、入室制限する等の措置を講ずる。)
- 送風機等を利用して換気を適切に行う。

(4) 役員・審査員控え室

- 飲食物を扱う場合は、手洗い、手指消毒を行う。
- 役員・審査員控え室での湯茶接待は簡素化する。

(5) 観覧席

- 受審者以外(保護者等)の入場は認めない。
- 観覧席がある場合、受審者の休憩場所にあてる。
- 受審者同士が密集・密接にならないようにする。
(必要に応じて、観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

(6) ゴミの廃棄

- ゴミを回収する場合は、マスク・ゴム手袋を着用する。
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)

- マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸や流水で手洗い、手指消毒をする。

5 受審者

- (1) 受審者は受付時、持参した「体調確認票」を提出する。
- (2) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審できない。
- (3) 受付終了者は、観覧席等に移動し待機する。(密集にならないように1席空けて間隔を取る)
- (4) 呼出位置に集合し、受審番号を決定する。
- (5) マスクの着用について
 - ・審査会場への往復途上・実技審査待機中⇒ 家庭用マスクを着用する。
 - ・実技審査⇒ 面マスクを必ず着用する。
 - ・剣道形実技審査⇒ 面マスク等を着用する。
- (6) 各級位・段位別に時間差を設けているため、その都度、審査前の説明をおこなう。
- (7) 会場入り口に消毒剤を設置し、受審者に手指の消毒を徹底させる。
- (8) 会場内へは、受審者・係員以外は入場を禁止する。(保護者は送迎・受付のみ)
- (9) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにさせる。
- (10) 上下足の区別を徹底させる。(素足のまま屋外へ出ない)
- (11) 鐺競り合いは、引き技を出すか、速やかな解消に努めさせる。(審査委員長説明)
- (12) 合格発表は、密集、密接になることを回避する。
- (13) その他、下記について厳守する。
 - 着替えはあらかじめ自宅等で行う。
 - こまめな手洗い・うがい・手指の消毒をする。
 - 会場内での会話は控えめにする。
 - すべての待機者は必要なく移動しない。
 - 各自でこまめに水分補給する。
 - 飲食は指定場所で行う。
 - 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
 - ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
 - 係員の指示に従い、円滑な審査運営に協力する。
 - トイレはふたを閉めてから流す。(審査委員長説明)

6 その他

- (1) 「体調確認票」は、岡剣連にて約1ヶ月間保管する。(個人情報のため取り扱いに注意)
- (2) 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、岡剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- (3) 「段級審査申込書」、「体調確認票」は岡剣連ホームページに掲載する。